

三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編） 策定業務プロポーザル 1次審査基準表

審査項目	組 織	
内容	本業務委託の実施体制（配点10点）	業務執行技術力（配点20点）
評価基準	適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか。	同種・同類業務の実績等
A	管理技術者を1名、担当技術者を15名以上配置している	地方公共団体における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（改定含む）業務で20件以上
B	管理技術者を1名、担当技術者を10名以上配置している	地方公共団体における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（改定含む）業務で15件以上
C	管理技術者を1名、担当技術者を5名以上配置している	地方公共団体における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（改定含む）業務で10件以上
D	管理技術者を1名、担当技術者を3名以上配置している	地方公共団体における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（改定含む）業務で7件以上
E	管理技術者を1名、担当技術者が3名未満である	地方公共団体における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定（改定含む）業務で5件以上

評価点の得点化方法		
評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において、大変優れている。	配点×1.0
B	当該評価項目において、やや優れている。	配点×0.8
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。	配点×0.6
D	当該評価項目において、あまり評価できない。	配点×0.4
E	当該評価項目において、評価できない。	配点×0.2